

議案参考資料

[平成 30 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

長寿支援課 介護管理給付係

議案名

議案第 19 号 桐生市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

厚生労働省令の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの運営基準等について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

厚生労働省令(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)の基準を参酌して、次のとおり条例を改正するものです。

項目	主な改正内容
介護予防認知症対応型通所介護	共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直し
介護予防認知症対応型共同生活介護	身体的拘束等の適正化の規定を追加

※地域密着型介護予防サービスとは

可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活できるよう、平成 18 年 4 月の介護保険法の改正により創設されたサービスで、都道府県知事の指定(許可)を受ける介護保険施設とは異なり、市町村ごとにサービス提供事業者が指定されることから、柔軟なサービスを提供することができます。

(施行期日：平成 30 年 4 月 1 日)

背景・経過

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、それまで国(厚生労働省令)で定めていた、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について、平成 25 年 4 月 1 日に省令を参酌し当条例で決めました。

平成 30 年 4 月 1 日、省令が一部改正されるため、市の指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正を行うものです。